



令和 8 年 7 月 3 1 日
内閣府政策統括官（防災担当）

永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会 へ公表

行政書士との連携により
被災自治体における円滑な罹災証明事務を支援します
～令和 8 年熊本地震に係る円滑な罹災証明書の申請等を支援。
日本行政書士会連合会との協定締結後初～

令和 8 年熊本地震に係る被害について、宇城市及び宇土市からの要請を受け、被害者が円滑に罹災証明書の申請等を行うことができるよう、日本行政書士会連合会（以下「連合会」という。）に行政書士の派遣を要請したところ、両市への派遣が決定しました。

連合会とは令和 6 年 9 月 25 日に「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結しており、同協定に基づく要請は締結後初となります。

記

- 1 派遣開始予定日
令和 8 年 8 月 4 日（火）
- 2 派遣先
熊本県宇城市
宇土市
- 3 派遣者
日本行政書士会連合会 行政書士 2 名（宇城市）、2 名（宇土市）

問合せ先：

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付
天艸、富田、米戸、杉本
TEL 03-5253-2111（内線51280） 03-3502-6989（直通）